

浜松市新清掃工場建設に係る環境影響評価
準備書に関する知事意見書

平成17年2月

静岡県

浜松市新清掃工場は、現在稼働している北部清掃工場の老朽化、将来のごみ量の増加及び最終処分場の延命化などに対応するため、浜松市南部に位置する篠原町内の海岸沿いに敷地面積約7万㎡で建設される。

ごみ処理能力は450t/日、運転時間は24時間連続運転で、処理方式はストーカ式焼却炉に電気式灰溶融炉又はガス化溶融炉を組み合わせた方式としている。

排ガスについては、ろ過式集塵機、脱硝反応装置等の排ガス処理施設により飛灰の除去、塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物等の除去を行うこととしている。

排水については、工程排水、生活排水は全量下水道に排水し、公共水域への排水は、雨水のみである。

ごみの搬入に伴う交通量は、ゴミ収集車が年間7万5千台程度、市内の他の清掃工場で発生する焼却残さの搬入に10tダンプで年間1千5百台程度としている。

また、搬入経路の効率化のため、アクセス道路の新設や市道上島柏原線との接続が計画されている。

環境影響評価は、新清掃工場の隣接地に建設が予定されている新水泳場を含めた形で実施されている。

ごみ処理施設は、公益性の高い施設であるが、排出ガス等による周辺環境への影響が大きい施設であり、また当該地域は公害防止計画策定地域であることから、環境影響評価書の作成に当たっては、下記の事項に十分留意し、科学的・客観的に評価を行い、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の対策を講じられたい。

記

【総括的事項】

- 1 準備書において、環境の現状把握が十分でないため、予測及び評価における記述で不適切な箇所が認められる。必要な資料を補足した上で、科学的・論理的に記述するように努められたい。
- 2 方法書・準備書を縦覧した結果、住民意見が少なかったことは、事業者による住民への事業の周知や意見を出しやすい環境作りが不足していたとも考えられるため、評価書の縦覧にあたっては、住民への周知を徹底されたい。
- 3 供用時における環境影響について、特に大気等の予測の不確実性を考慮し、事前に環境監視計画を策定されたい。
- 4 供用後の天災や事故等の緊急時における適切かつ迅速な対応のための体制作りは、本来の事業者である浜松市の責任の下に進められたい。
- 5 当事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく事業であり、環境影響評価は浜松市が実施し、施設の建設・運営は民間事業者が行うため、市は環境影響評価の結果が事業に反映されるよう事業者を指導されたい。

【個別的事項】

- 1 大気
ごみの減量化、リサイクルの推進や新清掃工場と既設清掃工場との効率的運用など、総合的な施策を検討し、大気環境に与える負荷の低減に努めること。
- 2 騒音
清掃工場の供用開始後の発生交通からの道路騒音についての予測方法を評価書に記載すること。
- 3 水質
工事時に発生するアルカリ性排水及び濁水による影響について、下流河川である篠原川の適切なポイントで予測・評価を行うこと。
- 4 地形及び地質
 - (1) 事業予定地の周辺地形に遠州灘海岸と浅海底の状況を評価書に記載すること。
 - (2) 事業予定地の表層地質である砂質堆積物及び泥砂礫互層の厚さについて、資料等により、わかる範囲で評価書に記載すること。
 - (3) 事業予定地周辺の浅井戸の水位変化と遠州灘の潮位との相関の有無について調査し、評価書に記載すること。
- 5 動物・植物・生態系
 - (1) 動植物、生態系の現状把握に不十分な点が多く認められる。特に哺乳類、鳥類、魚類等水生動物及び昆虫については、改めて調査の時期・方法・場所・回数について検討し、再調査を行うこと。
 - (2) 哺乳類の予測・評価における上位性の指標種としてホンドキツネを選定したこと及び予測結果において、「周辺に同様な環境が多く存在することから、影響は軽微であると予測される。」としたことの科学的根拠を評価書に記載すること。
 - (3) 水泳場の夜間使用時における利用者等の車両によるホンドキツネへの影響について、再度予測・評価し、評価書に記載すること。
 - (4) 冬鳥の調査時期、回数、時間が不適切であるので再度、調査・予測・評価し、その結果を評価書に追録すること。
 - (5) 建物等へのバードストライク問題については、夏鳥の渡りの最盛期の夜間に類似施設において調査を実施し、その結果を評価書に追録すること。
また、新施設の夜間の光源は極力排除すること。
 - (6) 清掃工場の照明によるアカウミガメの産卵への影響について、過去に実施された他事業における対策及びその効果を調査し、事業計画に反映すること。
 - (7) 篠原東排水機場出口の水溜り等における魚類の調査結果で、ハゼ類が確認されていないことから、調査場所や調査方法を検討のうえ、再調査を実施し、その結果を評価書に追録すること。
 - (8) 調査結果において、昆虫類の確認種数が少ないと思われる。また、当地にはツマグロキチョウの生息の可能性もあり得るので、天候、時間帯などに留意して昆虫類の再調査を行い、その結果を評価書に追録すること。
 - (9) 施設内に整備する緑地については、準備書に記されたようないわゆる人

工的な「ビオトープ」ではなく、現況の景観や生物群集を保全・復元するため、事業予定地周辺に生育・生息する在来の種を基本に整備すること。

6 廃棄物

- (1) 溶融スラグについて、埋め立て処理以外の活用に努めること。
- (2) 溶融飛灰の処理については、山元還元を検討すること。

7 その他

- (1) 審査会に提出された補足資料は、評価書に記載すること。
- (2) 評価書案が作成された段階で、静岡県環境影響評価審査会に提示すること。